こどもの事故防止に対する取組

こども家庭庁成育局安全対策課長

鈴 木 達 也

こども家庭庁

こどもの事故防止に対する取組

- 1. こどもを事故から守る!プロジェクト(こどもの不慮の事故の防止)
 - (1) こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議
 - (2) こどもの事故防止週間
 - (3) 事故防止ポータルサイト
 - (4) こどもの事故防止ハンドブック
 - (5) 関係省庁との連携
- 2. 教育・保育施設等における事故防止対策
 - (1) 令和4年教育・保育施設等における事故報告集計
 - (2) 令和5年の事故の発生と地方自治体に対する注意喚起
 - (3) 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
 - (4) 教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議

こど^{もまん}なか

こども家庭庁

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/overview/



<u>ホーム</u> > <u>政策</u> > <u>こどもの不虚の事故を防ぐために</u> > こどもを事故から守る!プロジェクト

こどもを事故から守る!プロジェクト

こども家庭庁では、令和4年度まで消費者庁が中心となって取り組んできた「こどもを事故から守る! プロジェクト」を推進し、こどもの事故防止の取組を行っています。

- 保護者に対する情報のつなぎ(こどもにとって何が危険で、どのように注意すべきか等に関する 情報の提供等)
- 地方公共団体、学校等の関係者に対する情報のつなぎ(他の関係者の取組んでいる様々な事例の 紹介等)
- 事故原因となる製品、施設の改良の促進

を三つの柱とし、「予防」の観点にたって、「こどもを事故から守る」ことに取組んでいます。

https://www.cfa.go.jp/councils/child-safety-actions-review-meetings/

こども家庭庁

ホーム > 会議等 > こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議

こどもの事故防止に関する関係府省庁 連絡会議

我が国では、窒息や溺水、転落をはじめとする事故等によって、14歳以下のこどもが毎年200人ほど 亡くなっています。

こどもたちの明るい未来のためにも、防ぐことのできる事故を可能な限り防止することが必要です。

こどもの事故を防止するためには、保護者の事故防止意識を高めるための啓発活動を効果的に実施することが重要ですが、それだけではなく、教育・保育施設等の関係者による取組、こどもの事故防止に配慮された安全な製品の普及等を総合的に取り組む必要があります。

こうしたこどもの事故防止に向けて、関係府省庁が緊密に連携して取組を推進するため、「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を平成28年6月に設置し、令和5年4月からは、こども政策の司令塔機能を持つこども家庭庁の下で開催することとなりました。

【目的】

こどもの事故防止に関連する関係府省庁の連携を図り、 こどもの事故の実態 及びこどもの事故防止に向けた各種 取組等を情報交換する。あわせて、効果的 な啓発活動の 実施、関係者の取組推進のための方策等について検討す る。

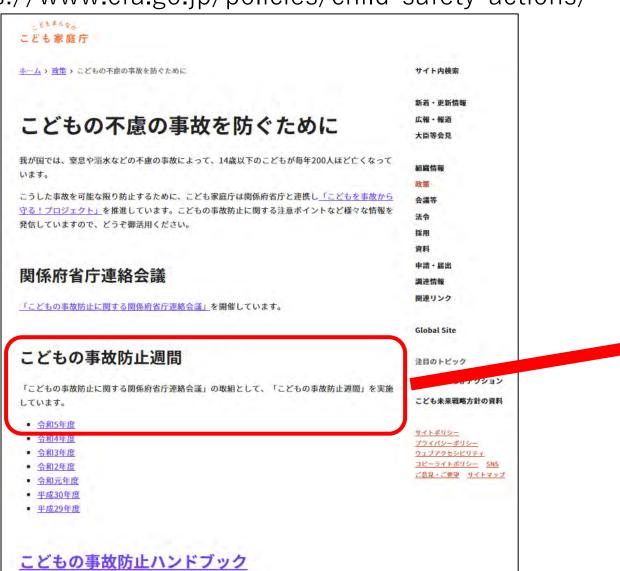
【構成員】

こども家庭庁 成育局安全対策課長(議長) 警察庁 刑事局捜査第一課長 消費者庁 消費者安全課長 こども家庭庁 成育局母子保健課長 総務省消防庁 総務課長 文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課長 厚生労働省 政策統括官付参事官(総合政策統括担当) 農林水産省 消費・安全局消費者行政・食育課長 経済産業省 商務情報政策局産業保安グループ製品安全課長 国土交通省 総合政策局バリアフリー政策課長 海上保安庁 交通部安全対策課長

1-2. こどもの事故防止週間

こども家庭庁

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/





こどもの事故防止週間

● 令和5年7月17日(月)~23日(日)



https://www.cfa.go.jp/top/



こどもの居場所づくり

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態(Well-being)で成長し、社会で活躍していけるようにすることが重要です。こども家庭庁では、「こどもの居場所づくりに関する指針(仮称)」を閣議決定し、これに基づいてこどもの居場所づくりを推進します。

こどもの居場所づくり

こども・若者育成支援

こども・若者の育成・支援に当たっては、教育、福祉、保健、医療、雇用など様々な分野の施策について関係省庁と連携しながら、総合的な取組を行っていきます。

こども・若者育成支援

こどもの安全

全てのこどもが健やかに成長できる安全・安心な環境を提供していくことは、こども政策の基本であり、教育・保育施設や家庭のほか、インターネット空間において、さまざまな角度からこどもの安全を守るための対策を推進していきます。

こどもの安全

青少年の安全で安心な社会環境の整備

青少年を取り巻く社会環境は、発展途上にある青少年の人格形成に強い影響を及ぼしています。こども家庭庁では、青少年の成長に悪影響を及ぼす有害環境から青少年を守るために必要な諸対策を関係 省庁や地方公共団体と連携しつつ推進し、安全で安心な社会環境の整備に取り組んでいます。

青少年の安全で安心な社会環境の整備

3. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

こども家庭庁

<u>ホーム</u> > 政策 > こどもの安全

こどもの安全

全てのこどもが健やかに成長できる安全・安心な環境を提供していくことは、こども政策の基本であり、教育・保育施設や家庭のほか、インターネット空間において、さまざまな角度からこどもの安全を守るための対策を推進していきます。

概要

こどもの安全を守るための対策として、事故からこどもを守り、犯罪に巻き込まれないようにするための対策や、こどもの登下校時の安全についてなど、関係する府省庁や団体とも連携しながら、包括的な対策を推進していきます。

こどもの不慮の事故を防ぐために

我が国では、窒息や溺水などの不慮の事故によって、14歳以下のこどもが毎年200人ほど亡くなって います。

こうした事故を可能な限り防止するために、関係府省庁と連携し、「こどもを事故 っる!プロジェクト」を推進していきます。こどもの事故防止に関する注意ポイントと な情報を発信していますので、どうぞご活用ください。

こどもを事故から守る!事故防止ポータルサイト

教育・保育施設等における重大事故を防ぐための政府の取組

各自治体や施設・事業者において事故防止のために必要な対策が講じられるよう、ガイドラインの周 知や各種注意喚起のほか、自治体から国に報告があった重大事故情報の集約・データベース化、有識 者会議における再発防止策の検討、重大事故防止対策に係る調査研究事業などの取組を行っていま す。



ホーム > 政策 > こどもの不慮の事故を防ぐために

こどもの不慮の事故を防ぐために

我が国では、窒息や溺水などの不慮の事故によって、14歳以下のこどもが毎年200人ほど亡くなって います

こうした事故を可能な限り防止するために、こども家庭庁は関係府省庁と連携し<u>「こどもを事故から守る!プロジェクト」</u>を推進しています。こどもの事故防止に関する注意ポイントなど様々な情報を発信していますので、どうぞ御活用ください。

関係府省庁連絡会議

「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を開催しています。

こどもの事故防止週間

「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」の取組として、「こどもの事故防止週間」を実施 しています。

- 令和5年度
- 令和4年度
- 令和3年度
- <u>令和2年度</u>
- 令和元年度 平成30年度
- 平成29年度

こどもの事故防止ハンドブック

0歳から6歳までのこどもに、予期せず起こりやすい事故とその予防法、もしもの時の対処法をこども の事故防止ハンドブックとしてまとめました。

事故情報

行政機関がまとめ、公表している事故件数や事例などの事故情報を確認できます。

事故防止の取組事例

関係府省庁や地方公共団体、医療機関等の団体による、こどもの事故防止の調査や取組を紹介しています。

もしものために

もし事故が起きてしまったときの応急手当方法、困ったときの相談窓口を紹介しています。

こどもの事故防止ハンドブック

0歳から6歳までのこどもに、予期せず起こりやすい事故とその予防法、もしもの時の対処法をこども の事故防止ハンドブックとしてまとめました。

事故情報

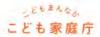
行政機関がまとめ、公表している事故件数や事例などの事故情報を確認できます。

事故防止の取組事例

関係府省庁や地方公共団体、医療機関等の団体による、こどもの事故防止の調査や取組を紹介しています。

もしものために

もし事故が起きてしまったときの応急手当方法、困ったときの相談窓口を紹介しています。



ホーム > 政策 > こどもの不慮の事故を防ぐために > こどもの事故防止に関する取組事例

こどもの事故防止に関する取組事例

関係府省庁や地方公共団体、医療機関等の団体による、こどもの事故防止に関する主な取組を紹介しています。

保護者等に向けた周知・啓発活動

こどもの事故等の防止に関する注意喚起、広報・報道発表等

- こどもの事故等の防止に関する注意喚起等の公表資料 区
- こどもの事故防止週間

啓発資料等による周知

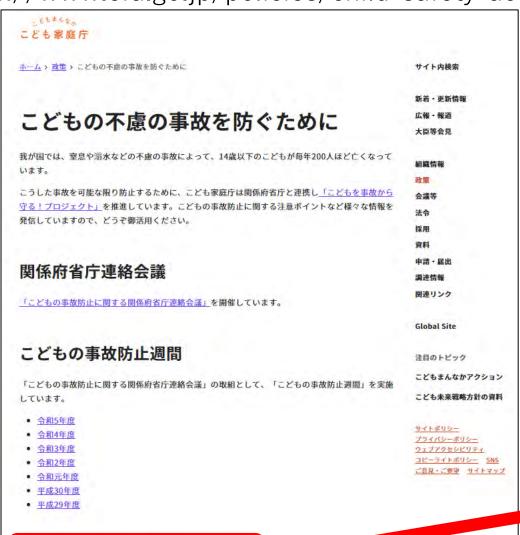
- こどもの事故防止ハンドブック
- 救急事故防止に係るリーフレット(乳幼児版)(総務庁消防庁)
- 母子健康手帳(厚生労働省)
- こどもに安全をプレゼント-事故防止支援サイト-(厚生労働省) 🖸
- NEW! 守ろう! いのち 学び合おう! 水辺の安全(公益財団法人 日本ライフセービング協会)
- 海で安全に楽しむために (海上保安庁) 区
- 仲良く遊ぼう安全に(国土交通省、一般社団法人日本公園施設業協会) 🖸

家庭内事故を再現したセーフティハウス(モデルルーム)等での 体験・見学による周知

1-4. こどもの事故防止ハンドブック

こども家庭庁

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/



こどもの事故防止ハンドブック



子どもの発達と起こりやすい事故

子どもは運動機能の発達とともに、いろいろなことができるようになります。その一方で、 様々な事故に遭うおそれが出てきます。起こりやすい主な事故が、発生しやすい時期の目安 を矢印で記載しました。 4ページ以降は、各事故について、事故が発生 しやすい年齢を右記のマークで記載しています。

Om~3m<6い

4ページ以降に起こりやすい事故の注意ポイントを紹介していますので、 ご覧いただき事故の予防につなげていきましょう。



達の	首がすわる	離乳食を始める 一人座り	か月 9か月 ハイハイをする	10か月 11か月 つかまり立ち	一人歩き	歳 3歳 階段を登り降り	する	5歳	6歳
安	足をパタパタさせる	復返りをうつ	指で	物をつかむ	走る	その場でジャン高い所へ			
壁原	< 就寝時の窒息事故>・ うつぶせで表て、顔が柔らかい寝具・ 掛布団、ベッド上の衣類、ぬいぐるみ	・ベッドと壁の隙間 に埋もれる・家族の身体の一部 ・スタイなどで窒息・ミルクの吐き戻し	8で圧迫される		44-9	437	18119	7	
旗數事故		・食事中に食べ物で窒息 おもちゃ/ ボタン電池、吸水ボール、磁石などの調 ・ 医薬品、洗剤、化粧品などの課飲	異飲 たばこ、お酒などの	顕微・包装フィルム・シー/	しなどの製飲		54-9	5,00	54
w	・入浴時に離れる	・プラインドやカーテング	かひもなどによる整	8				6×0)	4,
水まわり	7C/dudicast co		・浴槽へ転落し落	na		6~-0>		1	
B	(M) (E-2)			洗面器などによる事故				64-9	
の事故	1200				・ビニールブ・	ールやプールなど	での事故		6,
敌							かため池、用水路、排水	満、浄化槽での事	故6
-40		お茶、みそ汁、カップ麺などでのやけど	・電気ケトル、ポット	、炊飯器でのやけど・調理器	具やアイロンでのやけ	£ 7/4-9			
最など	100	・暖房器具や加湿器でのやけど				7100			
m 2			å .			・ライター、花火	によるやけど		7.
	大人用ベッドやソファからの転落・/	ベビーベッドやおむつ替えの台からの転送	ž.		8/			PP SO	3
	・抱っこひも使用時の転落				9/←//			100	2
复	ベビーカーからの転落		110			9~-0			55 66 66 8故 66 77 77 10 10 10 11
76	124	・椅子やテーブルからの桁			8/←2				4
層	1 111		・階段からの転落	、段差での転倒	84-9				
*		/A-23/A					・窓や出窓からの転落		8
故		得	1		・ショッピンソカ・	一トからの転答 9		A Placeto	_
	0	II.			40		ジャングルジム、ブランコ 遊具、キックスケーター		9
車	・チャイルドシート未使用による事故								
ė	・車内での熱中症						-		10
車転		・車のドアヤパワーウインドウに挟まれ	OF TAXABLE PARTY.				10>		
五雀		・子ども乗せ自転車での							_
事故順	4 1000		八甲 米 学 1 年 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	まれる。スポーク外傷					
赵 華嗣课		・自転車に乗せた子どもの	ルドル技術に含む込	0-1-0-1-1	Sept Title 1 Carlo 1 Title	tors on other E.S.			117
散車関連の		₹\ \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	ル上が被補に各さ込		・道路上など	での事故			
調の	・エスカレーター、エレベーターでの事も	₹\ \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			・道路上など	での事故	12		
調の	·エスカレーター、エレベーターでの事故	₹\ \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	・テーブルなどの	家具で打撲			124-9		
調の	・エスカレーター、エレベーターでの事	₹\ \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		家具で打撲・カミンリ、カッター、はさみな	どの残事やおもちゃでのけが〉				
調の	・エスカレーター、エレベーターでの事も	₹\ \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		家具で打撲	どの現やおもちゃでのけが 耳に入れる	12 <i>n</i> =9	124-9)		13^
調の	・エスカレーター、エレベーターでの事も	₹\ \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		家具で打撲・カミンリ、カッター、はさみな	どの元間やおもちゃでのけが 耳に入れる ・キッチン付け	12 ペーツ 近で包丁、ナイフ	12ページ)		134
調の	・エスカレーター、エレベーターでの事も	₹\ \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		家具で打撲・カミンリ、カッター、はさみな	ピの現やおもちゃでのけが 耳に入れる ・キッチン付け ・ドアや窓で	12ペーツ 近で包丁、ナイフ 手や指を挟む	124-3) TOO(118 124-3)		10° 10° 10° 10° 11° 13°
車関連の 挟む・切る・その他のま	・エスカレーター、エレベーターでの事も	₹\ \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		家具で打撲・カミンリ、カッター、はさみな	ピの現やおもちゃでのけが 耳に入れる ・キッチン付け ・ドアや窓で	12ペーツ 近で包丁、ナイフ 手や指を挟む の家具を倒して	12ページン でのけが 12ページン 下敷さになる		13n
調の	・エスカレーター、エレベーターでの事も	₹\ \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		家具で打撲・カミンリ、カッター、はさみな	での残やおもちゃでのけが 耳に入れる ・キッチン付 ・ドアや窓で ・タンスなど	12ペーツ 近で包丁、ナイフ 手や指を挟む の家具を倒して ・ドラム式洗濯	12ページン でのけが 12ページン 下敷さになる		12m

転落•転倒事故

大人用ベッドやソファからの転落 Or live

[注意ポイント]

- 子どもは寝ている間も寝返りをしたり、動きまわったりして、ベッドから転落し、頭部などにけがをすることがあります。軟らかすぎるクッションなどは窒息のおそれがあるため、転落防止のためであっても周りに置かないようにしましょう。
- 寝かしつけの時に、添い寝をすることは多いと思いますが、2歳になるまでは、できるだけ大人用ペッドは使わないようにしましょう。またソファで寝かせないようにしましょう。



ベビーベッドやおむつ替えの時の台からの転落 Oral Real

T注意ポイント1

- 1. ベビーベッドを使用する時は、常に柵を上げて使用しましょう。
- 2、ベビーベッドやソファ、施設にあるおむつ交換台などの高さのある場所でおむつ替えをする時は、事前に準備し、片付けやゴミ捨ては子どもを降ろした後にしましょう。備え付けのベルトを使用しても確実な転落防止にはなりません。

On-Incom



Om-1mcsu

椅子やテーブル からの転落

「注意ポイント1

- 椅子や子ども用ハイチェアの上で立ち上がったり、座ってテーブルを 酸ったりさせないようにしましょう。
- ハイチェアの安全ペルトは、必ず締めましょう。
- 椅子で遊ばせないように しましょう。

階段から転落、段差での転倒

[注意ポイント]

- ハイハイをする頃から、階段 からの転落が起きるので、 転落防止の棚を付けて、閉 め忘れのないようにし、子ど もが関けられないように ロックを掛けましょう。
- 玄関の段差での転倒や、そのほかにつまづきやすい段差がないか注意しましょう。



ベランダなどからの転落

[注意ポイント]

- ペランダを子どもの遊び場にしないよう にし、子どもだけでペランダに出ないよう 注意しましょう。
- ペランダから身を乗り出すと転落する危険があることを教えましょう。
- ペランダに植木鉢、椅子などの踏み台になるものを置かないようにしましまう。エアコンの室外機は手すりから60cm以上難して設置するか、上からつるしましょう。
- 子どもだけを家に残して 外出することは避けま しょう。

窓や出窓からの転落

「注意ポイント」

- 窓に補助錠やストッパーをつけて、大きく 開かないようにしましょう。
- 窓の近くにペッドやソファーなど踏み台になるものは置かないようにしましょう。

3. 網戸に寄りかかるとそ 破れて転落するおそ れがあるので、窓き 開ける幅を制限でに 寄りかい難し ましょう。



抱っこひも使用時の転落

[注意ポイント]

- 抱っこひもの使 用時に、物を拾 うがむ際は、で、は、で が子どもを手 支えましょう。
- おんぶや抱っこ をする時や、降ろ す時は、低い姿勢で行いましょう。
- パックル類の留め具や、ベルトのゆるみ、子 どもの位置など、取扱説明書を読んで、正し く使用しましょう。

Om-1m<ev

ベビーカーからの転落

[注意ポイント]

- ベルトは必ず、正しくしっかりと締めましよう。
- 段差に引っか かったり、重 い荷物をがら下げていることでパランスを 崩したりして転倒することがあるので、注 意しましよう。
- ベビーカーで電車やバスに乗る時は、周囲の状況に注意し安全を確認しましょう。

ショッピングカートからの転落

「注意ポイント」

- ショッピングカートの上に子どもを立たせたり、ショッピングカートで 遊ばせたりしないようにしましょう。
- ショッピングカートの幼児用座席以外に子どもを乗せないようにしましょう。
- 3. 注意表示等をよく確認して、安全に使用しましょう。



Om-2mceu

遊具(すべり台、ジャングルジム、ブランコなど)からの転落

[注意ポイント]

- 1. 施設や遊具の対象年齢を守って、遊ばせましょう。
- 6歳以下の子どもは、大人が付き添い、目を離さないように注意しましょう。
- 3. ひもやフードのない服装で遊ばせましょう。
- かばんは置いて、水筒やマフラーなど引っかかる物は身に付けないで遊ばせましょう。
- 遊具ごとの使い方を守らせ、ふざけてほかの子ども 幸 を突き飛ばさせないように教えましょう。



ペダルなし二輪遊具、キックスケーター等で転倒

[注意ポイント]

- 子どもが足で蹴って進むペダルなし二輪遊具や、キックスケーターは、道路交 通法上、交通量の多い道路では使用できません。
- 必ずヘルメットや膝・肘にプロテクターを雇用させ、いつでも止まれる速度で使用するなど、正しい乗り方を教えましょう。
- 坂道や転落の可能性がある場所、濡れて滑りやすい場所などでの走行も大変 危険ですので絶対にやめましょう。

2点以上



1-5. 関係省庁との連携

事例 1. 事故状況把握と情報の共有

不慮の事故によることもの死因を確認➡「窒息」「交通事故」<u>「不慮の溺水」</u>が上位にある。

「不慮の溺水」について、関係府省庁連絡会議において、水難事故の発生状況と事故防止の取組事例について、マリンレジャーに伴う海浜事故に関して海上保安庁から、河川水難事故について国土交通省・農林水産省からご報告いただき、情報共有を図った。







事例2. 事故の防止に向けた関係省庁等と連携した取組

医療機関ネットワーク

消費者庁と国民生活センターにおいて、消費生活において生命・ 身体に被害を生ずる事故に遭い医療機関を受診した患者から事故 の詳細情報等を収集

文部科学省

こどもが6歳から通うこととなる学校に関して、「学校安全ポータルサイト」を設置し、学校安全のために、文部科学省や各都道府県等で実施している安全管理に関する取組等について掲載。

➡各地域で取り組んでいる学校安全の実践事例等を共有し、防災教育を 含む安全教育の充実を図るために情報発信を行う。

消費者庁

「子どもを事故から守る!ツイッター (現 X)」 「子ども安全メール」 による事故防止のための普及啓発

海上保安庁

「海上保安庁公式ツイッター (現 X)」による水難事故防止 のための普及啓発





こども家庭庁

「子どもを事故から守る!事故防止ハンドブック」 「こども家庭庁公式ツイッター(現 X)」による普及啓発活動



各当道府県

こども家庭庁

令和4年教育・保育施設等における事故報告集計 〔令和5年8月1日公表〕

教育・保育施設等(※)において発生した死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含む。)で、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間内に第1報があったものを集計した。

- ※ 以下の施設・事業をいう。
 - ・認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)・・幼稚園・・認可保育所・・小規模保育事業・・家庭的保育事業・・居宅訪問型保育事・・事業所内保育事業(認可)
 - ・一時預かり事業・・病児保育事業・・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)・子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)
 - ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)・認可外保育施設(企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設)・認可外の居宅訪問型保育事業

			負傷等				
			死亡	計			
		(意識不明)	(骨折)	(火傷)	(その他)		
認定こども 園・幼稚園・ 認可保育所等	1,891	(19)	(1,445)	(6)	(421)	5	1,896
(※)	(+24)	(+5)	(▲35)	(▲ 1)	(+55)	(0)	(+24)
放課後児童健	565	(0)	(452)	(0)	(113)	0	565
全育成事業 (放課後児童 クラブ)	(+90)	(0)	(+44)	(▲3)	(+49)	(0)	(+90)
計	2,456	(19)	(1,897)	(6)	(534)	5	2,461
	(+114)	(+5)	(+9)	(4)	(+104)	(0)	(+114)
割合	99.8%	(負傷等の 0.8%)	(負傷等の 77.2%)	(負傷等の 0.2%)	(負傷等の 21.7%)	0.2%	100%
	(0)	(+0.2)	(▲ 3.4)	(△ 0.2)	(+3.3)	(0)	-

- 各欄下段は、対前年比の増減数
- ※ 認定こども園・幼稚園・認可保育所等とは、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)以外の施設・事業

事 務 連 絡 令和5年4月27日

各 都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 各 都 道 府 県 児 童 福 祉 主 管 部 (局) 各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 (局) 各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 (局) 各 都 道 府 県 認 定 こ ど も 園 担 当 部 (局) 各 指 定 都 市・中 核 市 民 生 主 管 部 (局) 各 指 定 都 市・中 核 市 民 生 主 管 部 (局) 各 指 定 都 市・中 核 市 認 定 こ ど も 園 担 当 部 (局) 附属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 担 当 課

こ ど も 家 庭 庁 成 育 局 安 全 対 策 課 こ ど も 家 庭 庁 成 育 局 保 育 政 策 課 こ ど も 家 庭 庁 成 育 局 成 育 基 盤 企 画 課 こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 文部科学省 初等 中 等 教 育 局 幼 児 教 育 課 文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 幼 児 教 育 課

教育・保育施設等における睡眠中及び食事中の事故防止 に向けた取組の徹底について

教育・保育施設等における重大事故の防止について、日頃から御尽力いただき 厚く御礼申し上げます。

4月は進級や新入園等により、各教育・保育施設等(以下「各施設等」という。) において環境が大きく変わる時期です。各施設等での事故の発生を防止するため、従来から、平成 28 年 3 月 31 日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。) において、重大事故が発生しやすい場面について、十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組を示しているところですが、改めて内容を確認の上、取組を徹底いただきますようお願いいたします。

とりわけ、重大事故につながりやすい睡眠中のうつぶせ寝や食事中の誤嚥に

睡眠中 · 食事中

(1) 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項

ア 睡眠中

医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の 質が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと。寝か せ方に配慮を行うこと。

イ 食事中

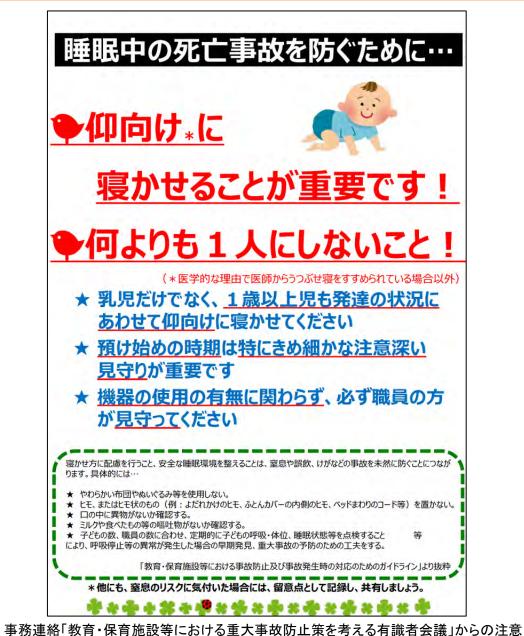
- ○職員は、こどもの食事に関する情報(咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、 <u>喫食状況</u>)について共有すること。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日のこどもの健康状態等について情報を共有すること。
- ○こどもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をすること。
- ※りんごや梨等の果物については、咀嚼により細かくなったとしても食塊の 固さ、切り方によってはつまりやすいので、(離乳食) 完了期までは加熱し て提供すること。

ぶどうは、球形というだけでなく皮も口に残るので危険なため、給食での使用を避けること。

汁物などの水分を適切に与えること。

食事中に眠くなっていないか注意すること。

」どもまんな_か こども家庭庁



喚起について(平成29年12月18日) 別添2



重大事故防止対策に係る調査研究」作成資料

④ 食べさせる時に特に配慮が必要な食材

食品の形態、特性	食材	備考
特に配慮が必要な食材 (粘着性が高く、唾液		水分を取ってのどを潤してから 食べること
を吸収して飲み込み	パン類	つめ込みすぎないこと
づらい食材)	ふかし芋、焼き 芋	よく噛むことなど (5 (6) 食事提供 (5
	カステラ	などのポイント ②と③参照)

⑤ 果物について

食品の形態、特性	食材	備考
咀嚼により細かくなっ たとしても食塊の固	りんご	完了期までは加熱して提供する
さ、切り方によっては	梨	完了期までは加熱して提供する
つまりやすい食材	柿	完了期まではりんごで代用する

≪家庭へのよびかけ≫

プチトマト、カップゼリー、ぶどう等は、誤嚥を防ぐために保育園給食で使用していないことを家庭へも伝えていく。配慮が必要であることは家庭でも同じであるので、危険性について情報提供をしていく必要性がある。

遠足時のお弁当持参の時に配慮してほしいことを、クラスだよりや給食だよりで伝えていくことが、重要である。



教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン 【事故防止のための取組み】~施設・事業者向け~(平成28年3月) 23ページ 令和3年度内閣府子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における 重大事故防止対策に係る調査研究」作成資料

」どもまんな_か こども家庭庁

事 務 連 絡 令和5年6月7日

各都道府県·指定都市·中核市民生主管部(局) 各都道府県・指定都市・中核市認定こども関担当部(局) 各都道府県・指定都市・中核市・ 児童相談所設置市認可外保育施設担当課(室) 各都道府県·指定都市·中核市児童福祉主管部(局) 御中 各都道府県·指定都市·中核市隨害児支援主管部(局) 各都道府県·指定都市教育委員会 附属学校を置く各国立大学法人担当課 各都道府県私立学校主管部(局)

こども家庭庁成育局安全対策課 こども家庭庁成育局成育基盤企画課 こども家庭庁成育局保育政策課 こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室 こども家庭庁支援局障害児支援課 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習,安全課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 消費者庁消費者安全課

教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止 及び熱中症事故の防止について

教育・保育施設等における重大事故の防止について、日頃から御尽力いただき 厚く御礼申し上げます。

夏季においては、プール活動・水遊びの機会が増加する時期であり、水に関す る重大事故の発生が懸念されます。

各教育・保育施設等(以下「各施設等」という。)における事故防止について は、平成28年3月31日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び 事故発生時の対応のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。) にお いて示しておりますが、プール活動・水遊びの開始時期に合わせて、ガイドライ ン (施設・事業者向け) 中の注意すべきポイント等の記載事項を改めて確認し、 事故防止対策を徹底していく必要があります。

また、これからは気温の高い日が続くと予想されることから、熱中症事故の発 生も懸念されますので、送迎用バスへの置き去り事案をはじめとした熱中症に よる重大事故の防止についても、対策を講じていくことが重要です。

以上のことから、各地方公共団体等におかれましては、下記のとおりプール活

プール活動・水遊び

- 1. プール活動・水遊びの事故防止
- (1) 監視体制の確保

プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら 監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担 を明確にすること。

(2) 職員への事前教育

事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、こどもの プール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポ イントについて事前教育を十分に行うこと。

「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」※ガイドライン2ページ

- 監視者は監視に専念する。
- 監視エリア全域をくまなく監視する。
- 動かないこどもや不自然な動きをしているこどもを見つける。
- 規則的に目線を動かしながら監視する。
- 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も 選択肢とする。
- 時間的余裕をもってプール活動を行う。 等
- (3) 緊急事態の対応等

施設・事業者は、職員等に対し、心肺蘇生法を始めとした応急手当等及び 119 番通報を含めた緊急事態への対応について教育の場を設け、緊急時の体 制を整理し共有しておくとともに、緊急時にこれらの知識や技術を活用する ことができるように日常において実践的な訓練を行うこと。

熱中症事故

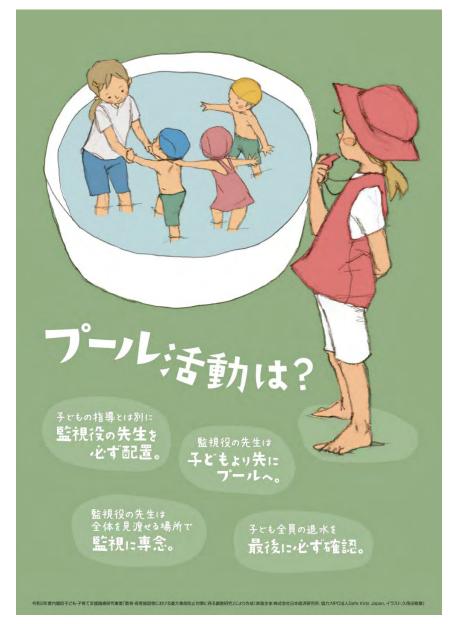
- 2. 熱中症事故の防止
- (1)環境の整備等

熱中症事故は、命に係わる危険があるが、適切な環境の整備等を行うこと で予防が可能であるため、以下のような点に留意すること。

- 活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補 給ができる環境を整えること。
- 活動中や活動終了後に水分や塩分の補給を行うこと。
- 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体 温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと。
- こどもが送迎用バスに置き去りにされた場合、命の危険に関わる熱中症 事故のリスクが極めて高いことから、関係府省令等の改正により、「送迎用 バスへの乗降車の際に点呼等の方法でこどもの所在を確認すること」、「送 迎用バスへの安全装置の装備及び当該装置を用いてこどもの降車の際に所 在を確認すること」が義務化されたため、この趣旨を踏まえ、こどもの所在 確認を徹底し、置き去り事故を防止すること。

その際、ヒューマンエラーの防止を補完するものとして、国において令和 4年度第2次補正予算において送迎用バスへの安全装置の導入支援を実施 しているところであり、可能な限り6月末までに安全装置の装備を完了する

併せて、安全装置の装備がなされるまでの間についても、置き去り事故の 防止を徹底する観点から、運転席に確認を促すチェックシートを備え付ける とともに、車体後方にこどもの所在確認を行ったことを記録する書面を備え るなど、こどもが降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることのないよう 万全を期すこと。



令和3年度内閣府子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における 重大事故防止対策に係る調査研究」作成資料